

# 閱 覧 設 計 書

|         |                                  |
|---------|----------------------------------|
| 工 事 名   | 道路メンテナンス事業 市道日當平線日當平橋修繕工事（7-1工区） |
| 工 事 場 所 | 日置市吹上町永吉地内                       |
| 工 期     | 令和8年 3月25日限り                     |

## 【留意事項】

- 1）設計積算等の質問については書面に限ります。
- 2）質問書は**財政管財課**に提出してください。
- 3）質問の回答は、かごしま県市町村電子入札システムポータルサイトの入札情報サービスに掲載します。

|     |            |
|-----|------------|
| 担当課 | 吹上支所 産業建設課 |
|-----|------------|



日 置 市

# 特記仕様書

## 第1章 総則

第1条 この特記仕様書は、次の工事に適用する。

- (1) 工事名 道路メンテナンス事業 市道日當平線日當平橋修繕工事（7-1 工区）
- (2) 工事場所 日置市吹上町永吉地内
- (3) 工期 令和8年3月25日限り

第2条 この工事は、契約図書ならびに次の各項の定めによるほか、その他諸法を遵守し施工しなければならない。

なお、本特記仕様書及び共通仕様書、要綱、指針、示方書（最新版）に記載されていない事項で疑義が生じた場合は、「工事打合簿」により監督職員と協議し、かつその指示に従うこと。

- (1) 土木工事共通仕様書（令和7年3月鹿児島県土木部制定）
- (2) 土木工事施工管理基準（令和7年4月鹿児島県土木部制定）
- (3) 土木請負工事必携（令和4年6月鹿児島県土木部制定）
- (4) 道路事業の手引き（鹿児島県土木部制定）
- (5) その他関係要綱、指針、示方書等

（契約数量）

第3条 この工事の契約数量は、設計図書及び数量総括表のとおりとする。

なお、この数量に変更を生じた場合は、発注者及び受注者協議の上、契約変更の対象とする。

ただし、出来形等に係る設計値は図面及び構造物調書のとおりとする。

（契約保証）

第4条 契約の保証は、当初請負金額が500万円を超える場合、請負金額の10分の1以上の金銭的保証を要す。

（前払金）

第5条 保証事業会社の保証がなされている請負金額100万円以上のものについては、請負金額の10分の4以内で前払金を請求することができる。

なお、当初設計においては前記の前払金を受けるものとして一般管理費の率を計上してあるが、前払金を受けない場合でも、一般管理費の率は変更の対象としない。

2 次に掲げる要件のいずれにも該当し、前項により前払金の支払いを受けた後、保証事業会社と中間前払金に関する保証がなされたものについては、請負金額の10分の2以内で中間前払金を請求することができる。

ただし、契約に当たり部分払することを選択した場合は、中間前金払を行わないこととする。さらに、前払金と中間前払金との合計は請負金額の10分の6を超えないものとする。

- (1) 工期の2分の1を経過していること。
- (2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- (3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負金額の2分の1以上の額に相

当するものであること。

- 3 前金払を請求する場合は、請求書に保証事業会社の保証に係る保証証書を添付して提出しなければならない。

(部分払金)

第6条 部分払は、請負金額が100万円以上の場合、2回まで（既に前払いがなされているときは1回迄）行えるものとする。ただし、中間前金払があるときは、原則として部分払いは行わない。

(法定外の労災保険の付保)

第7条 本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。  
また、工事請負契約書第58条に基づき、その証券等を提示すること。

(技術者)

第8条 受注者は、測量・調査・施工管理・検査のために専属して経験のある技術者を常置し、監督職員の指示に応じなければならない。

(監理技術者等の専任を要しない期間)

第9条 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、打合せ記録簿により明確となっていることを条件に、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。

なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員との打合せにおいて定めること。

- 2 工事完成後、検査が終了し、事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（「工事目的物引受書」等における日付）とする。

(配置技術者等の途中交代)

第10条 配置技術者の途中交代が認められる場合としては、主任技術者又は監理技術者の死亡、傷病、出産、育児、介護又は、退職等、真にやむを得ない場合のほか、下記に該当する場合である。

- (1) 受注者の責によらない理由により工事中止又は工事内容の大幅な変更が発生し工期が延長された場合
- (2) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事であって、工場から現地へ工事の現場が移行する時点
- (3) 一つの契約工期が多年に及ぶ場合

- 2 前項のいずれの場合であっても、受注者と発注者が協議し、工事の継続性、品質確保等に支障がないと認められる場合のみ途中交代が可能となる。

(現場代理人の工事現場への常駐を要しない場合)

第11条 現場代理人は現場に常駐し、その運営、取締りを行うこととされているが、以下のいずれかの要件を満たす場合に、工事請負契約書第10条第3項の「工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない」ものとして取り扱うこととする。ただし、いずれの場合にも連絡が常にとれる体制を確保する必要や現場保全の義務（現場の巡回

等)があるため、現場代理人を設置しておくことは必要である。

- (1) 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間
- (2) 工事請負契約書第 20 条により工事が一時中止されている期間

- (3) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間。

また、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、同一の現場代理人が、これらの製作を一括して運営、取締りを行うことができるものとする。

- (4) 前 3 号に掲げる期間のほか、受注者から工事完成の通知があり、完成検査、事務手続、後片付け等のみが残っているなど、工事現場において作業等が行われていない期間

## 2 発注者への報告

前 1 項の要件を満たす場合は、現場代理人の工事現場における常駐は不要とし、他の工事と兼務することを可能とするが、「工事打合簿」等により、工事現場において作業等が行われていない期間を明確にしておくこと。

### (現場代理人の兼任)

第 12 条 現場代理人は、請負契約の的確な履行を確保するため、工事現場の運営、取締りのほか、施工及び契約関係事務に関する一切の事項（請負代金の変更、契約の解除等を除く。）を処理する受注者の代理人であるが、次に掲げる事項の（1）から（5）の全てを満たし、工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がないと発注者が認めた場合は、工事現場の兼任を認めるものとする。また、主たる工種が区画線工の場合は、（1）、（2）及び（6）の全てを満たし、工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がないと発注者が認めた場合は工事現場の兼任を認めるものとする。なお、専任の主任（監理）技術者と現場代理人を兼務する場合において、専任の技術者配置の特例により他の現場と兼任が認められた工事については、（2）、（4）、（5）の要件を満たすものとし、兼任できる工事は 2 件までとする。

- (1) 兼任できる工事は 3 件までとし、それぞれの工事の請負金額が 4,500 万円未満であること。ただし、設計変更により、工事の請負金額が 4,500 万円以上となり、各々の工事における主任（監理）技術者と現場代理人が異なる場合においては、受発注者協議の上、兼任することが出来る。その場合は、「現場代理人等選任（変更）通知書」により現場代理人の変更 手続を行うこと。
- (2) 発注者又は監督員と常に携帯電話等で連絡をとれること
- (3) 兼任する工事は、日置市内又は相互の移動が概ね 1 時間以内であること。
- (4) 発注者又は監督員が求めた場合には、工事現場に速やかに向かう等の対応を行うこと
- (5) 兼任する現場代理人は、必ず担当工事現場のいずれかに常駐するとともに、1 日 1 回以上、担当工事現場を巡回し、現場管理等に当たること
- (6) 兼任する現場代理人は、必ず担当する工事現場のいずれに常駐するとともに、それぞれの現場稼働日は重複しないこと。

- 2 現場代理人の兼任を行う場合には、兼任（変更）申請書を提出し、発注者の承認を得たのち、必要に応じ、現場代理人等選任（変更）通知書により、発注者に通知すること。

なお、各々の工事において、発注者に現場代理人の兼任の承認を得ること。

- 3 安全管理の不徹底や現場体制の不備に起因する事故等が発生した場合、工事請負契約書第 12 条に基づき、受注者に対して、必要な措置をとるべきことを請求するものとする。

(中間検査)

第 13 条 本工事は中間検査を行う。

## 第2章 危機管理及び安全管理

### (危機事象)

第14条 土木工事等において危機事象が発生し、又は発生する恐れがある場合、日置市産業建設部の緊急連絡先は次のとおりとする。

なお、危機事象に対する危機管理体制として、施工計画書に記載すること。

(1) 勤務時間外・休日 緊急連絡先

建設事故発生時連絡先：日置市役所吹上支所産業建設課

電話番号：099-296-2114

(2) 想定する危機事象

ア 土木工事等に起因する

(ア) 工事関係者又は工事関係者以外の第三者が死亡あるいは負傷した事故

(イ) 工事関係者以外の第三者の資産に著しい損害を与えた事故

イ 工事関係者以外の第三者に起因する

(ア) 工事関係者の死亡あるいは負傷した事故

ウ 工事区域においてア、イ以外の要素が起因する

(ア) 工事関係者及び周辺住民の生命を脅かすおそれのある事故

### (長期休暇期間の連絡体制等)

第15条 工事の期間が年末年始、長期連休期間、盆休み、その他長期休暇中に係る場合は、事前にその期間の管理体制、緊急連絡体制について記した書類を提出すること。

また、警報発令等の悪天候後は、現場巡回を行い、結果を連絡すること。

### (暴力団関係者による不当介入を受けた場合の措置)

第16条 日置市が発注する建設工事等（以下「市工事等」という。）において、暴力団関係者による不当要求又は工事妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、その旨を遅滞なく市（発注者）及び警察に通報すること。市工事等において、暴力団関係者による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、市（発注者）と協議を行うこと。

### (過積載等の防止)

第17条 ダンプトラック等による過積載等の防止について以下のことを遵守すること。

(1) 工事用資機材等の積載超過がないようにすること。

(2) 過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。

(3) 資材等の過積載を防止するため、資材の購入等に当たっては、資材納入業者等の利益を不当に害することがないようにすること。

(4) さし枠の装着又は物品積載装置の不正改造をしたダンプカーが、工事現場に出入りすることがないようにすること。

(5) 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」（以下法という）の目的に鑑み、法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。

(6) 下請契約の相手方又は資材納入業者を選定するに当たっては、交通安全に関する配慮に欠けるもの又は業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。

(7) (1)から(6)について、下請契約における受注者を指導すること。

(ヤンバルトサカヤスデのまん延防止対策)

第 18 条 ヤンバルトサカヤスデのまん延を防止するため、当該現場での土壌や植物等の搬出入に当たっては、別添「ヤンバルトサカヤスデのまん延防止対策について」を参考に、十分注意を払うとともに、ヤンバルトサカヤスデの棲息が確認された場合は、まん延防止対策を講ずる必要があるため、棲息状況等の調査を行い、監督職員に報告すること。

【別添】

## ヤンバルトサカヤスデのまん延防止対策について

### 1 土・樹木等の措置

(1) 発生地区からの搬出を極力抑えることを原則とする。

(2) 廃棄樹木等については、一般廃棄物、産業廃棄物が取扱い可能な焼却施設で焼却処理する。

一般廃棄物：市町村の所管する焼却施設、業の許可を有している民間の焼却施設

産業廃棄物：業の許可を有している民間の焼却施設（産業廃棄物税が発生します。）

### 2 工事区域周辺部の措置

周辺部への拡散を防止するため、周辺部に薬剤散布等の措置を行う。

### 3 やむを得ず、土・樹木等を発生地区から搬出する場合の措置

(1) 薬剤処理・薫蒸処理後、搬出する。

(2) 薬剤処理の困難な農作物等の搬出の場合は、付着土壌の除去、目視除去後、搬出する。

### 4 発生地区に搬入した建設機材や農・林業工作機械の措置

付着土壌の除去並びに薬剤処理後、搬出する。

### 5 未発生地区での措置

発生地区からの土・樹木等の搬入や農・林業工作機械の移動等があった場合は、上記 1～3 の措置が講じられているかを確認する。

※奄美群島以外でヤンバルトサカヤスデの発生が確認されている地区

H 1 1：南九州市（旧潁娃町，旧知覧町），

H 1 4：指宿市（旧山川町），屋久島町（旧屋久町）

H 1 5：鹿児島市（旧吉田町），日置市（旧吹上町），枕崎市

H 1 6：鹿児島市

H 1 7：指宿市

H 2 2：出水市，南さつま市

H 2 5：霧島市，阿久根市

H 2 6：鹿屋市，姶良市

H 2 9：長島町

R 0 3：西之表市，中種子町，錦江町

R 0 4：肝付町，薩摩川内市，いちき串木野市，南大隅町

R 0 6：大崎町



### 第3章 工事の施工方法

(国土調査の基準点等測量標識等の保全)

第19条 施工区域内に国土調査の基準点等測量標識等がある場合は、その取扱いについて監督職員に指示を仰ぐとともに、施工前に設置者と協議すること。

### 第4章 施工条件の明示

(工事の施工)

第20条 本工事の施工にあたっての施工条件を下記に明示するので、請負者は施工計画書の作成及び工事の施工時においては、十分留意するものとする。なお、施工条件に変更が生じ、必要と判断される場合は契約変更の対象とする。また、工事実施中に発生した施工条件についても、甲・乙協議し契約変更の対象とする。

(1) 工程関係

・非出水期の期間にて施工計画を立て、安全の確保に留意すること。

(2) 用地関係 記載事項なし

(3) 公害対策関係 記載事項なし

(4) 安全関係 記載事項なし

(5) 工事用道路関係

・工事用道路について、撤去後の整地を行い、原型復旧に努めること。

(6) 仮設備関係 記載事項なし

(7) 建設副産物関係 記載事項なし

(8) 工事支障物件 記載事項なし

(9) その他

・着手前に地元自治会や土地改良区等へ工事内容の周知・徹底に努めること。

・工事の着工前に、本工事によって影響を受ける恐れのある地域内の地物の事前調査を行い、監督職員に報告すること。

・着工前測量は変化点等不足する断面があれば測量を行い、横断図及び展開図等を事前に提出すること。また、出来高による変更は行わない。

・工事区域周辺(宅地、田畑、沢等)からの流入水の状況について、雨天時の確認を行うと共に、地元住民への聞き取り等を行い、排水計画の見直しが必要と思われる場合は監督職員に報告すること。

#### 第1節 工事全般

(「週休2日(現場閉所型)」試行工事)

第21条 本工事は、「週休2日(現場閉所型)」試行工事(発注者指定型)の対象である。また、週休2日の種別については「週休2日(現場閉所型)」の完全週休2日(週単位の週休2日)を基本とし、工期や現場条件の制約等により現場閉所を行うことが困難な工事については、監督職員と協議し、「週休2日(現場閉所型)」の月単位の週休2日、通期の週休2日、または「週休2日(交替制)」とすることができる。

「週休2日(交替制)」の完全週休2日として発注した場合において、現場閉所を行う

ことが困難な工事については、「週休2日（交替制）」の月単位の週休2日、もしくは通期の週休2日とすることができる。

なお、「週休2日（現場閉所型）」の完全週休2日として発注した場合において、受注者が「週休2日（交替制）」を希望するときは、受発注者間で協議し変更することができるものとする。

2 試行に当たっては、以下に基づき行うものとする。

(1) 「週休2日工事」とは、週休2日（現場閉所型）工事及び週休2日（交替制）工事の総称をいう。

(2) 週休2日（現場閉所型）工事

1) 週休2日

① 完全週休2日（週単位の週休2日）

対象期間の全ての週において、現場閉所を土日に指定し、1週間に2日間以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。ただし、受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、土日に代わる現場閉所日を指定するものとする。

なお、週の定義は月曜日から日曜日までとする。

また、夜間工事の場合、週7回の夜間工事のうち、土曜日から日曜日へ跨ぐ夜間、日曜日から月曜日へ跨ぐ夜間で現場閉所が行われていれば、完全週休2日を達成しているとみなす。

② 月単位の週休2日

対象期間内の全ての月において、現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が28.5%以上となる現場閉所を行ったと認められる状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所では28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、4週8休以上を達成しているものとみなす。

③ 通期の週休2日

対象期間内において、28.5%以上となる現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

なお、降雨・降雪等による予定外の現場閉所についても、現場閉所日数に含めるものとする。

2) 「対象期間」とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。ただし、次に該当する期間は含まない。

- ・夏季休暇3日間及び年末年始6日間
- ・工場製作のみを実施している期間
- ・工事の全部を一時中止している期間
- ・発注者による緊急・応急的な指示により、現場作業を余儀なくされる期間

3) 「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

4) 「現場閉所率」とは、以下の方法で算出する。

対象期間内の現場閉所日数 ÷ 対象期間の日数

(3) 週休2日（交替制）工事

1) 週休2日

① 完全週休2日交替制

対象期間内の全ての週において、現場に従事した技術者及び技能労働者の平均休日数の割合（以下「平均休日率」という。）が28.5%以上となる休日確保を行ったと認められ

る状態をいう。

## ② 月単位の週休2日交替制

対象期間内の全ての月において、現場に従事した技術者及び技能労働者の平均休日率が28.5%以上となる休日確保を行ったと認められる状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所では28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に休日確保を行っている場合に、4週8休以上を達成しているものとみなす。

## ③ 通期の週休2日交替制

対象期間内において、現場に従事した技術者及び技能労働者の平均休日率が、28.5%以上となる休日確保を行ったと認められる状態をいう。

なお、降雨・降雪等による予定外の休日についても、休日に含めるものとする。

### 2) 「対象期間」とは、技術者及び技能労働者の従事期間をいう。

下請企業については施工体制台帳上の工期を基本とするが、技術者及び技能労働者の従事期間が1週間未満の場合は対象外とする。また、次に該当する期間は含まない。

- ・夏季休暇3日間及び年末年始6日間
- ・工場製作のみを実施している期間
- ・工事の全部を一時中止している期間
- ・発注者による緊急・応急的な指示により、現場作業を余儀なくされる期間

### 3) 「休日」とは、対象者が当該工事の現場作業（現場事務所での専務作業を含む）を24時間通して行っていない状態をいう。

### 4) 「休日率」とは、以下の方法で算出する。

対象期間内の休日日数 ÷ 対象期間の日数

### 5) 「平均休日率」とは、以下の方法で算出する。

対象者の休日率の合計 ÷ 対象者数

## (4) 実施手続き

### 1) 受注者は、施工計画書提出時に、週休2日の休日取得計画を記載した「休日取得計画実績表（一般土木工事）【完全週休2日】（別紙1参照）」を発注者に提出する。

月単位の週休2日工事に取り組む場合、「休日取得計画実績表（一般土木工事）【月単位・通期】（別紙2参照）」を再提出すること。

週休2日（交替制）工事に取り組む場合、対象となる技術者及び技能者各個人の、週休2日取得計画の確認できる休日取得計画実績表（任意様式）を提出すること。

### 2) 受注者は、「週休2日」試行工事である旨を工事看板等に掲示する。

### 3) 受注者は、月に1回程度を目安として、現場閉所を確認できる資料等（現場閉所実績が記載された工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等）について発注者に提示し、現場閉所の状況について確認を受けるものとする。

### 4) 受注者は、契約変更時及び工事完了後に休日の取得実績を記載した「計画実績表」を発注者に提出する。また、発注者の指示により、休日の取得状況が確認できる書類（工事日誌や出勤簿等）の提示を求められた際には提示する。

### (5) 発注者は、現場閉所型の完全週休2日を達成した場合の補正係数、または交替制の完全週休2日を達成した場合の補正係数を各経費に乗じたうえで予定価格を作成するものとする。

なお、現場閉所、もしくは平均休日率の達成状況を確認後、完全週休2日に満たない場合は、月単位の4週8休の補正係数に変更し、月単位の4週8休に満たないものについては、月単位の補正係数を除した変更を行うものとする。また、市場単価方式、土木

工事標準単価による積算に当たっては、別表 1，2 に示す補正係数を乗じるものとする。

①週休 2 日（現場閉所型）工事

完全週休 2 日

【労務費】 1. 0 2

【共通仮設費率】 1. 0 2

【現場管理費率】 1. 0 3

~~月単位の週休 2 日（4 週 8 休以上）~~

~~【労務費】 1. 0 2~~

~~【共通仮設費率】 1. 0 1~~

~~【現場管理費率】 1. 0 2~~

②週休 2 日（交替制）工事

完全週休 2 日

~~【労務費】 1. 0 2~~

~~【現場管理費率】 1. 0 3~~

~~月単位の週休 2 日（4 週 8 休以上）~~

~~【労務費】 1. 0 2~~

~~【現場管理費率】 1. 0 2~~

(6) 「週休 2 日」試行工事の実施に当たっては、以下の事項に留意することとする。

- ・発注者は、緊急時等やむを得ない場合を除き、休日の前日等に休日中の作業が発生するような指示等を行わない。
- ・発注者は、受注者からの協議等にはできる限り速やかに対応する。
- ・施工中における現場条件の変更等による工期延長は、従来の取扱いとする。
- ・資材搬入、交通誘導、調査業務及び運搬業務等の下請工事に該当しないものは現場での作業の対象としない。
- ・受発注者間のコミュニケーションを図ることにより、労働環境の改善に積極的に取り組み、完全週休 2 日が可能な環境づくりを推進すること。
- ・発注者は、書類の作成負担等を考慮し、新たな資料の作成を求めない。

## 第 2 節 工程関係

（路上工事縮減期間）

第 22 条 下記の期間（予定）は、「鹿児島県域の路上工事縮減に関する行動計画」により、緊急対応等やむを得ない工事及び一時的な通行規制解除が困難な工事を除き、原則として路上工事（既に供用中の道路上で行われる、道路管理者及び占用企業者が行う通行規制を伴う工事）を中止することとする。

なお、工事中止期間については、予定であるため、詳細な日程が決まり次第、受注者に通知するものとする。

| 中止する行事等 | 中止開始（予定）                 | 中止終了（予定）               |
|---------|--------------------------|------------------------|
| お盆      | 令和 7 年 8 月 7 日（金） 22 時   | 令和 7 年 8 月 17 日（月） 9 時 |
| 年末年始    | 令和 7 年 12 月 28 日（月） 22 時 | 令和 8 年 1 月 4 日（月） 9 時  |

2 次の年度末の期間は、「鹿児島県域の路上工事縮減に関する行動計画」により工事を抑制することとする。抑制目標は、3 日（土・日・祝祭日を除く）（予定）とする。

| 年 度     | 抑制開始（予定）                | 抑制終了（予定）              |
|---------|-------------------------|-----------------------|
| 令和 8 年度 | 令和 7 年 2 月 28 日（金） 22 時 | 令和 7 年 4 月 1 日（火） 9 時 |

### 第3節 用地関係

第23条 借地予定の地権者に関して別途通知するものとし、連絡・調整の上、円滑な業務進捗を図ること。

### 第4節 公害関係

該当なし

### 第5節 安全対策

該当なし

### 第6節 工事用道路

該当なし

### 第7節 仮設備関係

### 第8節 建設副産物関係

#### ~~（再生資材の利用）~~

~~第24条 受注者は下記の資材の使用に際し、再生資材を利用すること。~~

| 資 材 名 | 規 格 | 備 考 |
|-------|-----|-----|
|       |     |     |
|       |     |     |

~~なお、使用に際し、「プラント再生舗装技術指針」等を遵守すること。~~

#### ~~（特定建設資材の分別解体等・再資源化等）~~

第25条 本工事は建設リサイクル法に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等について適正な措置を講ずること。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「6 解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。

ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

#### (1) 分別解体等の方法

| 工程<br>毎の<br>作業<br>内容 | 工 程   | 作業内容          | 分別解体等の方法(※)          |
|----------------------|-------|---------------|----------------------|
|                      | ①仮設   | 仮設工事<br>■有 □無 | □手作業<br>■手作業・機械作業の併用 |
|                      | ②土工   | 土工事<br>□有 ■無  | □手作業<br>□手作業・機械作業の併用 |
|                      | ③基礎   | 基礎工事<br>□有 ■無 | □手作業<br>□手作業・機械作業の併用 |
|                      | ④本体構造 | 本体構造の工事       | □手作業                 |

|  |        |                   |                      |
|--|--------|-------------------|----------------------|
|  |        | ■有 □無             | ■手作業・機械作業の併用         |
|  | ⑤本体付属品 | 本体付属品の工事<br>■有 □無 | □手作業<br>■手作業・機械作業の併用 |
|  | ⑥その他   | その他の工事<br>□有 ■無   | □手作業<br>□手作業・機械作業の併用 |

※「分別解体等の方法」の欄については、該当がない場合は記載の必要はない。

(産業廃棄物税)

第 26 条 本工事により発生する建設廃棄物のうち、焼却施設及び最終処分場に搬入する産業廃棄物には、産業廃棄物税が課税されるので適正に処理すること。

(再生資源利用計画)

第 27 条 受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄からなる建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合は法令等に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に写しを提出しなければならない。

また、受注者は法令等に基づき、再生資源利用計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

(再生資源利用促進計画)

第 28 条 受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合は法令等に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に写しを提出しなければならない。

また、受注者は法令等に基づき、再生資源利用促進計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

第 9 節 支障物件等

該当なし

第 10 節 薬液注入関係

該当なし

第 11 節 その他

該当なし

## 第 5 章 提出書類

(各種様式及び要領等)

第 29 条 本特記仕様書内の各種様式及び実施要領等について、詳細を記載していないものは、鹿児島県ホームページから取得できる。

(工事カルテ作成、登録)

第 30 条 請負者は、受注時又は変更時において工事請負代金額が 500 万円以上の工事について、実績情報システム(CORINS)に基づき、受注・変更・完成時に工事実績情報として

「通知書」を作成し監督職員の確認を受けた上、受注時は契約後 10 日以内(土、日、祝日等を除く)に、登録内容の変更時は変更があった日から 10 日以内(土、日、祝日等を除く)に、完成時は工事完成后 10 日以内(土、日、祝日等を除く)に(財)日本建設情報総合センターに登録しなければならない。

変更登録時は、工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、工事請負代金のみ変更の場合は、原則として登録を必要としない。ただし、工事請負代金 2,500 万円を超えて変更する場合には変更時登録を行うものとする。

また、登録完了後は、(財)日本建設情報総合センター発行の「登録内容確認書」を、直ちに監督職員に提出しなければならない。なお、変更時と完成時の間が 10 日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

#### (工事完成図書及び写真管理)

第 31 条 工事完成図書の作成については、極力両面コピー、縮小を行い資源の縮減に努め、不要なものは添付しないこと。

第 32 条 写真管理について、デジタルカメラ等を使用する場合は有効画素数 80 万画素以上、プリンターについては、フルカラー 300 dpi (ppi) 以上の機能を有する機種とし、インク、用紙等は通常の使用条件のもとで 3 年間程度に顕著な劣化が生じないものとし、監督職員の承認を必要とする。

なお、使用機種を保有していないこと等により写真媒体による写真管理ができない場合は、監督職員と協議し現行のカラーフィルム写真に変更できるものとする。

#### (工事履行報告書)

第 33 条 毎月 25 日までに、月末時点における工事履行報告書及び工事進捗状況写真（全景又は代表部分）を監督職員へ提出すること。

#### (安全・訓練等の実施状況報告書)

第 34 条 土木工事共通仕様書（第 1 編 1-1-1-26 第 8 項）に基づく定期安全研修・訓練等の実施状況について、「安全・訓練等の実施状況報告書」に記録するとともに、その実施状況写真を添付し、工事完成図書に含めて監督職員へ提出すること。

#### (施工体制台帳の作成等)

第 35 条 本工事の受注者は、建設工事の一部を下請に付する場合は、施工体制台帳及び添付書類を作成し、工事現場に備え置くとともに、その写しを監督職員に遅滞なく（遅くとも下請工事の着手前までに）提出すること。

また、施工体制台帳の記載事項又は添付書類に変更があったときは、その都度、当該変更があった年月日を付記して、変更に関する事項について作成し提出すること。

#### (施工体系図の作成等)

第 36 条 本工事の受注者は、工事を施工するために、建設工事の一部又は以下のアからエの業務を下請に付する場合は、施工体系図を作成し、工事の期間中、工事現場の工事関係者が見やすい場所及び公衆の見やすい場所に掲示するとともに、その写しを監督職員に遅滞なく（遅くとも下請工事又は業務の着手前までに）提出すること。

また、施工体系図の記載事項に変更があったときは、その都度、変更に関する事項について作成し提出すること。

ア 伐採及び測量・調査等の工事現場で作業を行う業務

- イ 土砂やコンクリート殻等の運搬のみを行う業務
- ウ 工事現場の警備（交通誘導を含む）を行う業務
- エ その他監督職員が記載を指示した業務等

（市内建設業者の優先使用）

第 37 条 受注者は、工事の一部を下請に付する場合は、本市内に主たる営業所を有する者を使用するよう努めることとする。

（市又は県産資材の優先使用）

第 38 条 工事に使用する資材については、市内又は県内で産出、生産又は製造されたもの（以下「地元産資材」という。）の優先使用に努めることとし、さらに、地元産資材以外の資材等についても、市内又は県内に本店を置く資材業者等から調達するよう努めることとする。

（再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書）

第 39 条 土木工事共通仕様書（第 1 編 1-1-1-18 第 6 項）に基づき提出する「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」については、電子データも併せて提出すること。

（産業廃棄物管理票(マニフェスト)の提出)

第 40 条 本工事の施工により発生する産業廃棄物については、処分状況等の記録（E 票の写し及び産業廃棄物管理票(マニフェスト)総括表）を工事完成図書に添付すること。

なお、工事完了時点で最終処分が完了せず、E 票が処分業者より返送されていない場合は、A 票、B 2 票及び D 票のうち直近に返送されたものの写しを添付すること。

ただし、この場合においても、最終処分が完了し、E 票が処分業者より返送され次第、直ちに同票の写しを提出すること。

（工事現場の現場環境改善実施）

第 41 条 工事現場の現場環境改善

- 1 工事現場の現場環境改善は、周辺住民の生活環境への配慮及び一般住民への建設事業の広報活動、現場労働者の作業環境の改善を行うために実施するものである。受注者はこの趣旨を理解し、発注者と協力しつつ地域との連携を図り、適正に工事を実施すること。
- 2 現場環境改善については、[別表-1]の内容のうち原則として計上費目（仮設備関係、営繕関係、安全関係及び地域連携）ごとに 1 内容ずつ（いずれか 1 費目のみ 2 内容）の合計 5 つの内容を基本として実施すること。
- 3 現場環境改善においては、木製資材の積極的な使用に努めること。
- 4 現場環境改善の具体的な実施内容及び実施時期について、施工計画書へ記載し提出すること。
- 5 工事完了時には、現場環境改善の実施写真を提出すること。



6 工期設定に関しては、現場環境改善の準備に必要な期間を考慮すること。

[別表-1]

| 計上費目  | 実施する内容（率計上分）                                                                                                                                                                    |
|-------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 仮設備関係 | 1. 用水・電力等の供給設備<br>2. 緑化・花壇<br>3. ライトアップ施設<br>4. 見学路及び椅子の設置<br>5. 昇降設備の充実<br>6. 環境負荷の低減                                                                                          |
| 営繕関係  | 1. 現場事務所の快適化（女性更衣室の設置を含む）<br>2. 労働宿舍の快適化<br>3. デザインボックス（交通誘導員待機室）<br>4. 現場休憩所の快適化<br>5. 健康関連設備及び厚生施設の充実等                                                                        |
| 安全関係  | 1. 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等）<br>2. 盗難防止対策（警報機等）<br>3. 避暑（熱中症予防）・防寒対策                                                                                                         |
| 地域連携  | 1. 完成予想図<br>2. 工法説明図<br>3. 工事工程表<br>4. デザイン工事看板（各工事PR看板含む）<br>5. 見学会等の開催（イベント等の実施含む）<br>6. 見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営<br>7. パンフレット・工法説明ビデオ<br>8. 地域対策等（地域行事等の経費を含む）<br>9. 社会貢献 |

[別表-2]

| 現場環境改善実施内容に関する名称                          | 損耗率      |
|-------------------------------------------|----------|
| 緑化・花壇，完成予想図，工法説明図，工事工程表<br>パンフレット・工法説明ビデオ | 100%（箇所） |
| デザイン工事看板                                  | 10%（／月）  |
| ライトアップ施設                                  | 8%（／月）   |
| 電光式標識                                     | 4%（／月）   |
| 備品類                                       | 2%（／月）   |

- (注) 1 上表は工事場所，工事時期及び使用条件を考慮して割増しすることができる。  
 2 類似品は，上表損耗率を準用できる。  
 3 一工事において，損耗率が100%を超える場合は，上限値は100%とする。  
 4 設置月数は，工程から求めるものとし，0.5ヶ月単位（2捨3入）とする。  
 ただし，15日未満は0.5ヶ月とする。

現場環境改善実施計画書

(工事名)    ○○年度 ○○○○工事 (○○工区)

(工事場所) ○○市○○地内

|         | 現場環境改善<br>を含んだ額<br>A | 共通仮設費<br>計上額<br>B | 差額<br>C | 損耗率<br>D | 数量<br>N | 月数<br>M | 金 額     |
|---------|----------------------|-------------------|---------|----------|---------|---------|---------|
| 仮設備関係   |                      |                   |         |          |         |         |         |
| 2. 購入品  | A                    | B                 | A-B     | D        | N       | M       | C*D*N*M |
| 4. リース品 | A                    | B                 | A-B     | -        | N       | M       | C*N*M   |
| 営繕関係    |                      |                   |         |          |         |         |         |
|         |                      |                   |         |          |         |         |         |
| 安全関係    |                      |                   |         |          |         |         |         |
|         |                      |                   |         |          |         |         |         |
| 地域連携    |                      |                   |         |          |         |         |         |
|         |                      |                   |         |          |         |         |         |
| 合 計     |                      |                   |         |          |         |         |         |

※ [別表-1] 内の「実施する内容」の番号 (1～8) をそれぞれ記入すること